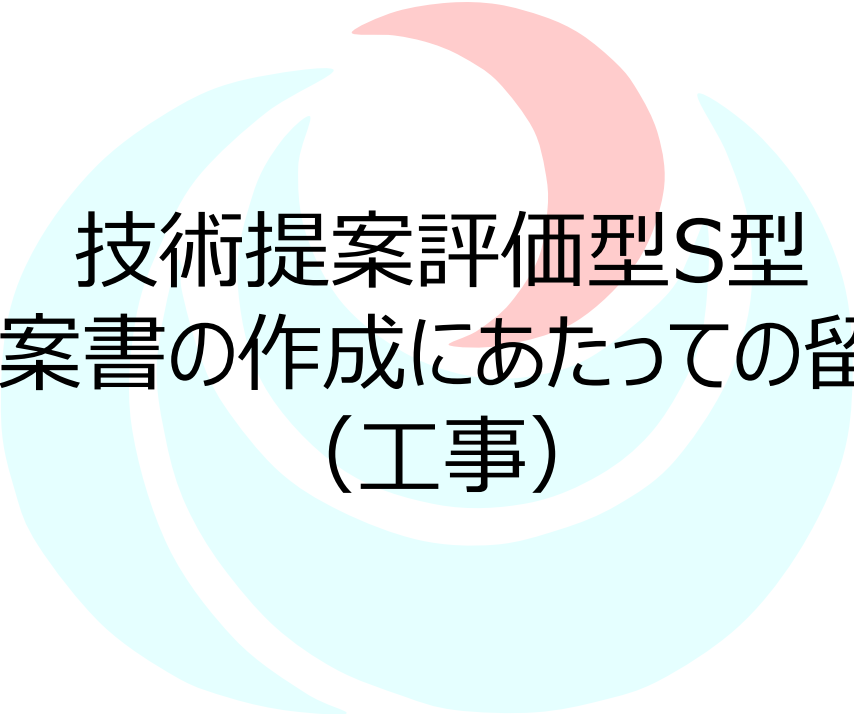




技術提案評価型S型 技術提案書の作成にあたっての留意事項 (工事)

令和7年4月

中国地方整備局

港湾空港部

■ 評価方法

	有効性S	有効性A ⁺	有効性A	有効性B	有効性C
具体性A	SA	A ⁺ A	AA	BA	CA
具体性B	SB	A ⁺ B	AB	BB	CB
具体性C	SC	A ⁺ C	AC	BC	CC
	得点が付与された技術提案は実施義務を負う。				
・技術提案は、実現性のある提案について、有効性 5 段階（S・A ⁺ ・A・B・C）、具体性 3 段階（A・B・C）でそれぞれ評価し、その組み合わせに応じて得点を付与する。					
【有効性】 [S：非常に優れた効果が認められる、 A ⁺ ：優れた効果が認められる、 A：一定の効果が認められる、 B：効果があるが小さい又は限定的、 C：効果なし（標準案と同じ）]					
【具体性】 [A：具体性が認められる、B：具体性が不足している、 C：具体性が認められない]					

■ 評価結果の通知内容

	通知内容
①有効性及び具体性が認められ、得点が付与された提案（左表の塗り潰し箇所）	○：実施義務あり
②有効性又は具体性が認められず、得点が付与されない場合（左表の塗り潰し箇所以外）	－：実施義務なし
③施工を認められない提案	×：施工を認めない理由を付して通知

■ 競争参加資格を認めない技術提案（以下項目のいずれか一つでも該当する場合は、競争参加資格を認めない）

- ① 特記仕様書、図面等に明示されている仕様を全く満たしていない技術提案
- ② 安全に対する配慮が全くなされていない技術提案
- ③ 現地の気象・海象、地形、土質等の現場条件が全く考慮されていない技術提案
- ④ 土曜、日曜、祝日作業を前提とした技術提案

■ テーマの背景及び視点

- ① 指定テーマによっては、テーマに応じた視点を設け、その視点を踏まえた提案を求めているため、確認のうえ、ご提案いただきたい

■ オーバースペック、標準案相当と判断して評価しない提案

- ① 別表 1 に該当する提案、個別工事の技術提案説明書に追記している評価しない提案
- ② 別表 1 に該当しないが、過度なコスト負担を要する技術提案（明らかに過剰な費用を要す材料、作業機械及び施工方法等に関わる提案）等と判断した場合
例）騒音低減に係る提案において、防音パネルを 1 枚設置することで騒音低減効果が期待できるところを、更に効果を高めるため 2 枚重ねにする提案
- ③ 共通仮設費率に含まれる項目として記載された一般的な対策
- ④ 工事目的物の変更を伴う提案（必要な施工方法等の変更に起因して設計図書の一部変更を伴う場合はこの限りではないが、変更箇所について標準案と同等以上の性能・機能を有することが確認できるよう記載すること）
- ⑤ 構造の再検討や対外調整が生じる提案
- ⑥ 有効性(効果)・具体性の解説の具体的な記載がなく、判断ができない提案

なお、NETIS（新技術情報提供システム）登録技術や港湾関連民間技術を活用した技術提案においては、当局にて、登録内容に係る技術を把握することができるため、登録されている内容については、具体的な記載までは求めない

■ 提案数超過と複数提案

- ① 規定の技術提案数を超える提案がある場合は、当該テーマに対する全ての提案を加点評価しない
- ② 1つの技術提案項目に複数の技術提案が記述されていると判断した場合、当局で各々の技術提案の記述を吟味したうえで、当該技術提案項目の評価を総合的に判定するものとする

例) 水質汚濁拡散低減に係る提案において、汚濁防止のカーテン補強（めくれ防止）と濁水処理材を設置（濁水吸着）する各々の提案は、
重層的に汚濁拡散低減効果が期待できるため、複数提案として総合的に評価する

例) 鋼管矢板の施工管理・継手部損傷に係る提案において、導材の工夫による姿勢保持とICTシステムの活用による位置・傾斜を管理する提案は、
導材の工夫による効果確認を含めた施工管理としての提案であり、複数提案として総合的に評価する

■ 加点評価が低くなる提案

- ① 提出された技術提案の適用範囲や使用する機材の規格等について、明確な記載がなく判断ができない提案
- ② 提案内容、標準案との相違点、実現性のある技術提案について有効性（効果）・具体性の解説に具体的な記載がない場合
- ③ 標準案の内容が一般的な施工方法から逸脱した内容が記載され、テーマに係る有効性の効果を判断できない場合
- ④ NETIS登録技術の活用提案に関して、NETIS掲載を終了した技術を活用する提案で記載が不十分な場合
(技術提案書に記載された当該技術の効果や施工方法等の情報のみで評価するため、提案の評価に必要な情報に漏れがないか注意)
- ⑤ 提案技術の施工法のみでなく、提案の効果を担保するために必要な施工管理の方法についての記載がない場合

■ 標準案での参加

- ① 構造を変更する提案、効果が明確でない提案及び当局が施工を認めることができない提案については、標準案による施工での競争
参加資格を認める

■ 書式・体裁

- ①様式は1提案毎にA4判1枚とする
- ②様式は、文字サイズ10.5ポイント以上、行数45行/ページ以内、文字数40字/行以内（半角文字は2字で全角1字換算）で作成すること
ただし、上記の様式内に記載している定型文は、行数、文字数の対象外
- ③様式に図・表等を添付する場合は、添付範囲分の行数・文字数を上記より減らすこと（添付する図・表等の文字サイズは規定しない）
- ④有効性を示す文字範囲を「文字囲」、具体性を示す文字範囲を「アンダーライン（波線）」で各々1提案につき1箇所明示すること
（有効性（効果）・具体性の明示箇所は重複しても構わない）
- ⑤技術提案書は一度提出すると差し替えや変更はできないため、記載内容について再確認の上、提出すること

■ 履行確認

- ①履行の確認方法、頻度等については、工事着手前に受注者と発注者が協議し、履行計画書へ記載し、発注者へ提出するものとする
- ②技術提案書に記載した履行確認方法の内容に関わらず、工事着手前に受注者と発注者が協議した内容により、履行確認を行う
- ③技術提案は、現地施工時に齟齬が生じないよう、事前に配置予定技術者と内容について確認のうえ、作成すること
- ④受注者が競争参加資格確認通知時に「可」として通知された技術提案について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合は、不履行となった技術提案評価項目に対して加算点として付与された点数を請負工事成績評価から減点する
（最大10点、但し特に悪質と認められる場合は最大20点）
- ⑤技術提案が履行できなかった場合は、上記請負工事成績評価の減点に加え、次の算定式により違約金を徴収する。ただし、当初契約金額の10%を限度とする。

$$\text{違約金} = \text{当初請負代金額} \times (1 - \text{施工後の評価点} / \text{当初評価点})$$

注1) 当初評価点 = 標準点100点 + 加算点 + 施工体制評価点

注2) 施工後の評価点 = 当初評価点 - 不履行となった技術提案項目に対して付与された加算点